

大分県内市町村職員の給与制度・運用の状況（速報）

＜平成28年4月1日時点＞

公務員の給与は、民間給与実態調査の結果に基づく人事院勧告・人事委員会勧告を尊重して決定されます。人事委員会がない市町村においては、給与制度は公務としての近似性、類似性を重視して国の制度を基本とし、給与の水準は県人事委員会における公民給与の調査結果等も参考に、地域の民間給与を反映させた適切な対応を行うこととされています。この趣旨に沿わないものについては、その適正化を図るための必要な措置が求められています。また、平成28年4月1日からは、等級別基準職務表を条例化し、市町村において等級別の職員数の公表が義務づけられ、その給与制度・運用について住民への一層の説明責任が求められています。

平成28年4月1日における県内市町村の給与制度について、速報としてとりまとめた状況は、下記の表のとおりです。

給料

給料表	給料表の構造: 独自給料表の団体	1団体
	給料表の水準: 最高給料月額が県を上回る団体	3団体
	8級制の市 (※全国で約5割、九州で約7割の市が7級制を採用)	8団体
	7級制の町村 (※全国、九州で約7割の町村が6級制を採用)	3団体
「わたり」	「わたり」がある団体 (由布市※)	1団体
※ただし、是正のためH28.10.1に関係条例を改正・施行済		
高齢層職員の昇給抑制	55歳昇給停止の未実施団体	9団体
	昇格時の給与水準の上昇抑制未実施団体	3団体
民間給与等を踏まえて国・県が行っている55歳昇給停止について、実施していない団体は、9団体。(△4団体)		
級別職員構成	6級(県課長級)以上の構成比が特に高い(20%以上)団体	4団体
(参考値(H28年度) 国:16.2%、大分県11.6%)		
(参考)H27.4.1時点ラスパイレス指数 (H28.4.1時点の指数は、H28.12頃取りまとまる予定)	県内市町村平均	100.7
	地方公共団体平均	99.0
	大分県	99.8

諸手当

扶養手当	国や県の支給水準を上回る団体		12団体
自宅に係る住居手当	H27.4.1の状況	団体数	未廃止団体数
	全国	1,788団体	296団体
	県内市町村	18団体	16団体
			未廃止率
			16.6%
			88.9%
国・全都道府県で廃止され、全国市町村でも廃止が進む中、自宅に係る住居手当を残している団体は16団体で、H27.4.1時点と変化なし。			
期末・勤勉手当	役職段階別加算の支給率が国、県を上回っている団体	H26.12期 6団体	H27.12期 10団体(+4団体)
	役職段階別加算の支給率が国、県を上回っている団体	H27.6期 9団体	H28.6期 11団体(+2団体)
	管理職加算を国や県より下位の職務に支給している団体	H27.6期 1団体	H28.6期 1団体

大分県内市町村職員の給与制度・運用の状況（速報） ＜平成28年4月1日時点＞

平成28年4月1日時点における、大分県内市町村職員の給与制度・運用の状況を取りまとめましたので公表します。

なお、平成28年4月1日時点のラスパイレス指数等につきましては、年末頃取りまとまる予定です。

1 給料について

- (1) 給料表の状況 1
- (2) 「わたり」の状況 2
- (3) 昇給・昇格制度の見直しの状況 3
- (4) 市町村別級別職員構成の状況（一般行政職） 4
- (5) ラスパイレス指数の状況 （H27. 4. 1時点） 5

2 諸手当について

- (1) 扶養手当の状況 6
- (2) 住居手当の状況 7
- (3) 期末・勤勉手当の状況 8

- (参考) 地方公務員の給与等に関する諸原則 10

1(1) 給料表の状況（一般行政職給料表における最高号給月額）

市町村職員の給料表は、職務の複雑、困難及び責任の度に応じた「級」と職務経験年数による職務の習熟を反映する「号給」により条例で定められています。

表の設定にあたっては、公務としての近似性・類似性を重視して国の制度を基本とし、水準は地域の民間給与をより重視すべきであるが、仮に民間給与が高い地域であっても、それぞれの地域における国家公務員の水準を目安とすることとされています。

また、人事委員会を設置していない市町村においては、県の人事委員会の機能が十分に発揮され又は強化されることにより、これを参考にして整備することで、間接的に地域民間給与の反映を行うよう検討すべきとされています（参考：「地方公務員の給与のあり方に関する研究会報告書」）。

① 国に準拠した給料表を使用している団体

（単位：円）

（太枠部分は、県の最高号給を上回るもの）

市町村名	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
別府市	246,100	303,000	348,800	383,000	392,800	409,000	443,700	467,400	
中津市	246,100	303,000	348,800	383,000	391,800	409,000	443,700	467,400	
日田市	246,100	303,000	348,800	383,000	393,800	409,000	443,700	467,400	
佐伯市	246,100	303,000	348,800	383,000	392,800	409,000	443,700	467,400	
臼杵市	246,100	303,000	348,800	383,000	392,800	409,000	443,700	467,400	
津久見市	246,100	303,000	348,800	383,000	392,800	409,000	443,700		
竹田市	246,100	303,000	348,800	383,000	392,800	409,000	443,700	467,400	
豊後高田市	246,100	303,000	348,800	383,000	392,800	409,000	443,700		
杵築市	246,100	303,000	348,800	383,000	392,800	409,000	443,700		
宇佐市	246,100	303,000	348,800	383,000	392,800	409,000	443,700	467,400	
豊後大野市	246,100	303,000	348,800	379,800	393,100	411,800	443,700		
由布市	246,100	303,000	348,800	383,000	392,800	409,000	443,700	467,400	
国東市	246,100	303,000	348,800	379,800	391,800	411,800	443,700		
姫島村	246,100	303,000	348,800	379,800					
日出町	246,100	303,000	348,800	383,000	392,800	409,000	443,700		
九重町	246,100	303,000	348,800	379,800	391,800	409,000	443,700		
玖珠町	246,100	303,000	348,800	379,800	391,800	409,000	443,700		
大分県	246,100	303,000	348,800	383,000	392,800	409,000	443,700	467,400	526,300

（竹田市及び由布市は、8級の在職者はいない。）

② 独自給料表を使用している団体

（単位：円）

市町村名	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
大分市	246,100	303,000	348,800	383,000	392,800	409,000	443,700	467,400	526,300

1(2) 「わたり」の状況

地方公務員法第24条第1項では、「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならず」と規定されています（「職務給の原則」）。

地方公務員給与の「わたり」とは、該当基準の①又は②のいずれかにより給与を支給することをいい、「職務給の原則」の観点から問題があります。

区分 (団体数)	団体数 (割合)	市町村名 (県内市町村)	対前年比
県内 市町村 (18団体)	1 (5.6%)	由布市 (ただし、是正のためH28.10.1に関係 条例を改正・施行済)	▲3 (大分市、別府市、宇 佐市)

※H27.4.1現在、全国市区町村で「わたり」がある団体は37団体
(1,788団体中2.1%)

※「わたり」該当基準

① 給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級へ格付を行うこと（形式わたり）

② ①の他、実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めること（実質わたり）

②の具体の該当基準については、少なくとも、次のⅠからⅣのいずれかに該当する場合には、原則として「わたり」に該当。

Ⅰ 級別職務分類表及び級別標準職務表が、職務を明確に分類したものとなっていない場合

例) 主査（3～5級）が一定の経験年数を経れば、4級から5級に昇格する場合

Ⅱ 一つの職が4つ以上の級にわたって格付けられている場合

Ⅲ 国家公務員の官職と職務・職責が同等な職の級の格付けが、国家公務員の本省の格付けを超えている場合

例) 国の係員に相当する職を3級以上に格付け
国の主任に相当する職を4級以上に格付け
国の係長に相当する職を5級以上に格付け
国の課長補佐に相当する職を7級以上に格付け

Ⅳ 国家公務員の官職と職務・職責が同等な職の給料月額最高水準が、国家公務員の俸給月額の最高水準を相当程度超えている場合

1(3) 昇給・昇格制度の見直しの状況

50歳台後半層の給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度の見直しを実施している団体の状況を記載しています。

市町村名	①55歳昇給停止 (標準の成績)	実施年月日	②昇格時号給対 応表の改正	実施年月日
大分市	○	H28. 1. 1~	○	H28. 1. 1~
別府市	未実施		未改正	
中津市	未実施		未改正	
日田市	未実施 (56歳昇給停止)		○	H25. 4. 1~
佐伯市	未実施		○	H25. 4. 1~
臼杵市	○	H27. 1. 1~	○	H25. 4. 1~
津久見市	未実施		○	H25. 4. 1~
竹田市	未実施		未改正	
豊後高田市	未実施		○	H25. 4. 1~
杵築市	未実施		○	H25. 6. 26~
宇佐市	○	H28. 1. 1~	○	H27. 4. 1~
豊後大野市	○	H28. 4. 1~	○	H26. 1. 1~
由布市	○	H28. 1. 1~	○	H25. 4. 1~
国東市	○	H27. 4. 1~	○	H25. 4. 1~
姫島村	○	H26. 1. 1~	※	
日出町	未実施		○	H27. 4. 1~
九重町	○	H26. 1. 1~	○	H25. 4. 1~
玖珠町	○	H27. 4. 1~	○	H25. 3. 1~
大分県	○	H26. 1. 1~	○	H25. 1. 1~
国	○	H26. 1. 1~	○	H25. 1. 1~

昇格時号給対応表の改正（昇格に伴う給料月額の上昇を抑制）

（例） 5級85号給（389,800円）から6級へ昇格した場合

未改正：6級65号給（403,800円 +14,000円）

改正後：6級51号給（399,400円 +9,600円）

※従来から本改正を上回る給料月額の上昇抑制を実施

1(4) 市町村別級別職員構成の状況（一般行政職）

県内市町村の級別の職員構成は下記のとおりです。
職務給の原則から、上位級の比率が過大にならないように計画的に管理していくことが求められます。

① 国に準拠した給料表を使用している団体

市町村名	一般行政 職員数 (人)	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	5級以上	6級以上
		(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)
別府市	478	153	84	31	29	9	—	—	153	69
		32.0	17.6	6.5	6.1	1.9	—	—	32.0	14.4
中津市	532	108	137	24	41	14	—	—	216	79
		20.3	25.8	4.5	7.7	2.6	—	—	40.6	14.8
日田市	511	187	90	51	33	9	—	—	183	93
		36.6	17.6	10.0	6.5	1.8	—	—	35.8	18.2
佐伯市	608	227	130	69	26	9	—	—	234	104
		37.3	21.4	11.3	4.3	1.5	—	—	38.5	17.1
臼杵市	281	96	53	27	22	6	—	—	108	55
		34.2	18.9	9.6	7.8	2.1	—	—	38.4	19.6
津久見市	152	61	43	18	6	—	—	—	67	24
		40.1	28.3	11.8	3.9	—	—	—	44.1	15.8
竹田市	215	86	43	19	33	0	—	—	95	52
		40.0	20.0	8.8	15.3	0.0	—	—	44.2	24.2
豊後高田市	218	75	40	16	23	—	—	—	79	39
		34.4	18.3	7.3	10.6	—	—	—	36.2	17.9
杵築市	267	123	35	30	23	—	—	—	88	53
		46.1	13.1	11.2	8.6	—	—	—	33.0	19.9
宇佐市	439	112	133	29	32	10	—	—	204	71
		25.5	30.3	6.6	7.3	2.3	—	—	46.5	16.2
豊後大野市	286	101	87	39	25	—	—	—	151	64
		35.3	30.4	13.6	8.7	—	—	—	52.8	22.4
由布市	250	74	32	31	27	0	—	—	90	58
		29.6	12.8	12.4	10.8	0.0	—	—	36.0	23.2
国東市	284	85	86	14	43	—	—	—	143	57
		29.9	30.3	4.9	15.1	—	—	—	50.4	20.1
姫島村	59	15	—	—	—	—	—	—	0	0
		25.4	—	—	—	—	—	—	0.0	0.0
日出町	153	56	26	12	9	—	—	—	47	21
		36.6	17.0	7.8	5.9	—	—	—	30.7	13.7
九重町	107	18	22	4	9	—	—	—	35	13
		16.8	20.6	3.7	8.4	—	—	—	32.7	12.1
玖珠町	143	57	26	11	12	—	—	—	49	23
		39.9	18.2	7.7	8.4	—	—	—	34.3	16.1
大分県	3,889	1,175	885	140	240	56	17	—	1,338	453
		30.2	22.8	3.6	6.2	1.4	0.4	—	34.4	11.6
国	140,786	36,142	19,188	15,533	3,681	2,124	1,291	244	42,061	22,873
		25.7	13.6	11.0	2.6	1.5	0.9	0.2	29.9	16.2

※竹田市及び由布市は8級制だが、8級に職員がいない。

② 独自給料表を使用している団体

市町村名	一般行政 職員数 (人)	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	5級以上	6級以上
		(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)
大分市	1,685	564	310	104	59	43	24	—	540	230
		33.5	18.4	6.2	3.5	2.6	1.4	—	32.0	13.6

1(5) ラスパイレス指数の状況（H27.4.1時点。H28.4.1時点の指数はH28.12頃取りまとまる予定）

平成27年4月1日時点で給与削減措置を実施している団体は9団体です。
 国家公務員の給与特例減額措置（平均7.8%）は平成24年4月から平成26年3月まで、
 大分県は平成25年7月から平成26年3月までで終了していますが、県内市町村の多くは平成
 25年8月以降実施し、平成26年4月～平成26年5月に終了しています。

市町村名	27年	26年	前年比	給与削減措置の状況	
				削減率	実施期間
大分市	100.6	100.9	▲ 0.3	管理職 6%、非管理職 4% 一律2%	H26.4～H27.6 H27.7～H28.3
別府市	100.7	98.4	2.3	-	-
中津市	101.6	98.6	3.0	-	-
日田市	101.0	98.7	2.3	8級 4% 7級 2%	H25.4～当分の間
佐伯市	101.1	95.7	5.4	-	-
臼杵市	100.0	96.6	3.4	-	-
津久見市	100.5	100.3	0.2	-	-
竹田市	99.3	98.4	0.9	7級 6% 3～6級 4% 1・2級 3%	H27.4～H28.3
豊後高田市	99.7	99.1	0.6	-	-
杵築市	101.6	98.8	2.8	管理職のみ 2%	H27.4～H28.3
宇佐市	101.2	99.1	2.1	7・8級 4% 3～6級 3% 1・2級 2%	H26.5～H29.3
豊後大野市	101.1	98.5	2.6	-	-
由布市	101.1	100.7	0.4	7・8級 7% 6級 4.5% 4・5級 4% 1～3級 3%	H27.4～H28.3
国東市	102.6	98.4	4.2	-	-
市平均	100.9	98.9	2.0		
(全国市)	98.7	98.6	0.1		
姫島村	75.7	74.9	0.8	一律3%	H27.4～H29.3
日出町	100.8	98.2	2.6	4～7級 4% 1～3級 2%	H27.4～H28.3
九重町	99.4	98.7	0.7	7級 6% 6級 4% 5級 3.5% 3・4級 2.5% 2級 2% 1級 0.5%	H27.4～H28.3
玖珠町	102.0	97.7	4.3	-	-
町村平均	97.7	94.9	2.8		
(全国町村)	95.8	95.6	0.2		
市町村平均	100.7	98.6	2.1		
全地方公共団体平均	99.0	98.9	0.1		
大分県	99.8	100.0	▲ 0.2	-	-

2(1) 扶養手当の状況（前年度と変更なし）

扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給される手当です。

①配偶者、②配偶者以外（子、父母等）、③特定期間加算（満15歳～満22歳にある子に対する②への加算）の月額を記載しています。

市町村名	①配偶者	②配偶者以外	③特定期間加算	備考
大分市	14,000円	7,500円	5,600円	②：H26.4.1改定
別府市	13,000円	7,000円	5,500円	②③：H26.4.1改定
中津市	13,000円	6,500円	5,000円	
日田市	13,000円	7,000円	5,500円	②③：H26.4.1改定
佐伯市	13,000円	6,500円	5,000円	
臼杵市	14,000円	7,000円	5,500円	
津久見市	13,000円	6,500円	5,000円	
竹田市	14,000円	7,000円	5,500円	①②③：H27.4.1改定
豊後高田市	14,000円	7,000円	5,500円	③：H26.4.1改定
杵築市	14,000円	7,000円	5,500円	①：H26.4.1改定
宇佐市	14,000円	7,000円	5,500円	
豊後大野市	14,000円	7,000円	5,500円	①②③：H26.4.1改定
由布市	14,000円	7,000円	5,500円	
国東市	14,000円	7,000円	5,000円	
姫島村	13,000円	6,500円	5,000円	
日出町	13,000円	6,500円	5,000円	
九重町	13,000円	6,500円	5,000円	
玖珠町	13,000円	7,500円	5,000円	
大分県	13,000円	6,500円	5,000円	
国	13,000円	6,500円	5,000円	

2(2) 住居手当の状況（前年度と変更なし）

①は、住宅を借り受け、一定額を超える家賃又は間代を払っている職員に支給する手当額の上限額を、②は、所有する住宅に居住する世帯主である職員に支給する手当額の月額を記載しています。

②については、昨年度において、国、全都道府県及び全国市区町村の83.4%が制度を廃止しています。

市町村名	①借家・借間 (上限額)	②自宅	備考
大分市	28,500円	H26. 4. 1廃止	廃止前 8,500円(9年以上6,000円) (経過措置) H26 7,500円(9年以上5,500円) H27 6,500円(9年以上5,000円) H28 5,500円(9年以上4,500円) H29 4,500円(9年以上4,000円) H30 3,500円
別府市	27,000円	5,300円(6年以上 3,600円)	
中津市	27,000円	4,500円(2年以上 3,000円)	
日田市	27,000円	4,500円(7年以上 3,000円)	
佐伯市	27,000円	4,500円(7年以上 2,500円)	
臼杵市	27,000円	6,000円(9年以上 4,000円)	H27. 4. 1～ 支給対象者を臼杵市内 在住者のみに改正(経過措置あり)
津久見市	27,000円	2,500円(6年以上 0円)	
竹田市	27,000円	2,500円	
豊後高田市	27,000円	4,500円(7年以上 3,000円)	
杵築市	27,000円	4,500円(6年以上 3,000円)	
宇佐市	27,000円	5,500円(7年以上 3,500円)	
豊後大野市	27,000円	3,400円	
由布市	27,000円	5,500円(7年以上 2,500円)	
国東市	27,000円	4,500円(6年以上 3,000円)	
姫島村	27,000円	制度なし	
日出町	27,000円	4,500円(7年以上 3,000円)	
九重町	27,000円	2,500円	
玖珠町	27,000円	3,500円(6年以上 2,000円)	
大分県	27,000円	H25. 4. 1廃止	
国	27,000円	H21. 12. 1廃止	

2(3) 期末・勤勉手当の状況

期末・勤勉手当は、民間における賞与等の特別給との均衡上支給される給与です。

- ①支給月数、②役職段階別加算（職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮した加算）、
③管理職加算（管理又は監督の地位にある職員に対する加算）について記載しています。

市町村名	支給月数 (年間)	役職段階別加算 (H27. 12期)					管理職加算 (H27. 12期)
		1・2級 主事	3級 主任・主査	4・5級 係長・課長補佐	6・7級 課長	8・9級 次長・部長	
大分市	4.20	0%	5%	10~17%	17~18%	19%	9級 10% 8級 6% 6・7級 5% 5級 4% 4級 3%
別府市	4.20	0%	5%	10~13%	15%	15%	
中津市	4.20	0%	5%	10%	15%	15%	
日田市	4.20	0%	5%	10~15%	15%	15%	
佐伯市	4.20	0%	5%	10~13%	15%	15%	
臼杵市	4.20	0%	5%	10%	15%	15%	
津久見市	4.20	0%	5%	10%	15%		
竹田市	4.20	0%	5%	10~13%	15%		
豊後高田市	4.20	0%	5%	10%	15%		
杵築市	4.20	0%	5%	10~13%	15%		
宇佐市	4.20	0%	5%	13~15%	15%	15%	
豊後大野市	4.20	0%	5%	10~13%	15%		
由布市	4.20	0%	5%	10%	15%	15%	
国東市	4.20	0%	5%	10%	15%		
姫島村	4.20	0%	5%	10%			
日出町	4.20	0%	5%	10%	15%		
九重町	4.20	0%	5%	10~13%	15%		
玖珠町	4.20	0%	5%	13%	15%		
大分県	4.20	0%	5%	10%	15%	20%	8・9級 10%
国	4.20	0%	5%	10%	15%	20%	7~10級 10~25%

※二重線枠は、H26. 12期と比べ、新たに国・県を上回る率としたもの（青色の部分）

※太枠は、H26. 12期と比べ、率をさらに引き上げているもの（黄色の部分）

市町村名	役職段階別加算（H28.6期）					管理職加算 （H28.6期）
	1・2級 主事	3級 主任・主査	4・5級 係長・課長補佐	6・7級 課長	8・9級 次長・部長	
大分市	0%	5%	10～17%	17～18%	19%	9級 10% 8級 6% 6・7級 5% 5級 4% 4級 3%
別府市	0%	5%	10～13%	15%	15%	
中津市	0%	5%	10%	15%	15%	
日田市	0%	5%	10～15%	15%	15%	
佐伯市	0%	5%	10～13%	15%	15%	
臼杵市	0%	5%	10%	15%	15%	
津久見市	0%	5%	10%	15%		
竹田市	0%	5%	10～13%	15%		
豊後高田市	0%	5%	10%	15%		
杵築市	0%	5%	10～13%	15%		
宇佐市	0%	5%	13～15%	15%	15%	
豊後大野市	0%	5%	10～13%	15%		
由布市	0%	5%	12～13%	15%		
国東市	0%	5%	10%	15%		
姫島村	0%	5%	10%			
日出町	0%	5%	10%	15%		
九重町	0%	5%	10～13%	15%		
玖珠町	0%	5%	13%	15%		
大分県	0%	5%	10%	15%	20%	8・9級 10%
国	0%	5%	10%	15%	20%	7～10級 10～25%

※二重線枠は、H27.6期と比べ、新たに国・県を上回る率としたもの（青色の部分）
※太枠は、H27.6期と比べ、率をさらに引き上げているもの（黄色の部分）

(参考)

◇地方公務員の給与等に関する諸原則

地方公務員である市町村職員の給与等については、地方公務員法（以下「地公法」という。）等にその基本となる原則が規定されており、大別して「地方公務員制度全般に通ずる原則」と「給与決定に関する原則」とがあります。

(1) 地方公務員制度全般に通ずる原則

ア 平等取扱いの原則（地公法第13条）

「地方公務員法の適用については、平等に取り扱われなければならない」とされており、採用、給与、その他勤務条件を決定する際に、性別や信条などで差別を行わないことです。

イ 情勢適応の原則（地公法第14条）

「地方公共団体は、職員の給与その他の勤務条件について、社会一般の情勢に適用するよう、随時、適当な措置を講ずる義務がある」とされており、この規定に基づく人事院勧告及び人事委員会勧告を踏まえ、改正が行われます。

ウ 均衡の原則（地公法第24条第4項）

「勤務時間その他勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払わなければならない」とされており、国及び他の地方公共団体の動向を踏まえ、勤務条件が決定されます。

(2) 給与決定に関する原則

ア 給与条例主義（地方自治法第204条第3項、第204条の2、地公法第24条第5項、第25条第1項）

「給与は、条例で定めなければならない、また、条例の根拠に基づかない限り支給することができない」とされており、議会のチェックのもと決定されることとなります。

イ 職務給の原則（地公法第24条第1項）

「給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」とされており、係長や課長といったように職責に応じて、給与が決定されます。

ウ 均衡の原則（地公法第24条第2項）

「給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」とされており、民間給与等の実態調査をもとに行われる人事院勧告及び人事委員会勧告を踏まえ、定められています。

このような原則に基づいて、市町村においては条例・規則による給与その他勤務条件の決定を行うことが必要です。